

SMBC News Letter

“Climate Change & Carbon Finance”

三井住友銀行ニュースレター
「気候変動と排出権取引」

Vol.2
April 2008



SMBC SUMITOMO MITSUI
BANKING CORPORATION

www.smbc.co.jp/hojin/businessassist/carbon/index.html

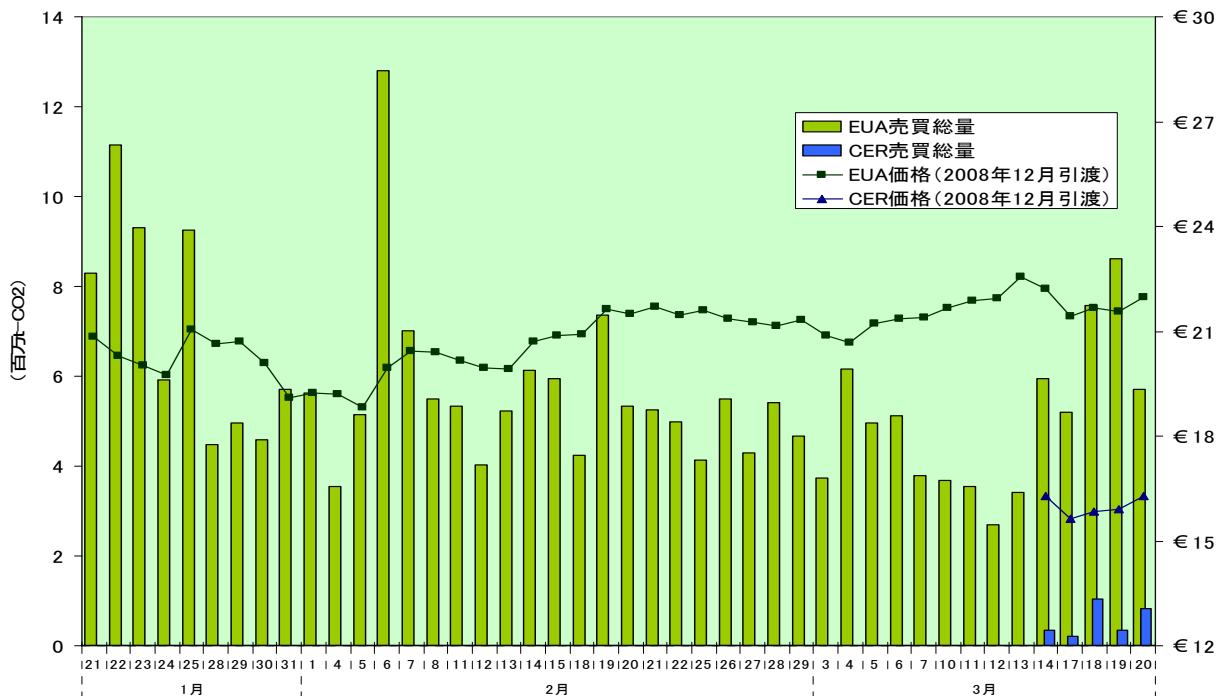
三井住友銀行ニュースレター 「気候変動と排出権取引」

SMBC News Letter “Climate Change & Carbon Finance”

Contents

1. 排出権価格情報 p3
 2. News & Topic p4
 3. 寄稿① ～温暖化対策の現場から～ p5
佐川急便「CO₂排出権付き飛脚宅配便を開発」について
 4. 寄稿② ～JRI's EYE～ p6
水力発電 CDM について
- < Information > p7

1. 排出権価格情報



*EUA 価格(2008年12月引渡)とは、2008年中にEUAが各企業へ配分され、年末に現物の企業間移動が為されるEUAの価格である。 出典：ECX公表データからJRI作成

*CER 価格(2008年12月引渡)とは、2008年末に現物の企業間移動が為されるCERの価格である。

2008年3月のEUにおける排出権(EUA)価格は、20ユーロ後半から22.5ユーロの間で推移した。1/23にEU委員会が公開した、EU-ETSの第3フェーズ実施ルール案による混乱は落ち着いたものの、EUA・CERの利用に関して先が見通せない状況が続いており、EUA価格は方向性のない値動きとなった。

EUにおける代表的な排出権取引市場であるECXでは、2008/3/14からCERの取引を開始した。CER価格は15.65~16.3ユーロとなっており、EUAとの価格差は6ユーロ弱、価格乖離率(CER価格/EUA価格)は73%程度となっている。CERについては、2008年12月引渡の需要が高まっており、価格差は広がっていないものの2012年の先物では不透明感の高まりを受けて価格差が広がる傾向にあり、今後のCER価格の推移に注意が必要である。

注：排出権価格は、EU-ETSのみで利用できるEUAとEU-ETSおよび日本を含む京都議定書の目標達成に利用できるCERがあります。日本で売買されている排出権の大半がCERです。データを利用している排出権取引市場のECXにおいて、2008/3/14よりCERの取り扱いを開始したことから、2008年4月号よりCER価格とそのCER価格に影響を与えるEUA価格をご紹介します。

2. News & Topic

① 千葉県幕張にて地球温暖化に関する主要 20 カ国閣僚級会合(G20)を開催(2008/3/14)

世界の温室効果ガスの約 80%を排出する主要 20 カ国の閣僚級が集まり、2013 年以降のポスト京都について自由に意見交換を行う G20 が千葉県幕張にて開催された。G20 では日本が 2013 年以降の国別目標の設定方法として、セクター(部門)別に可能な対策を各国にて積み上げるセクター別アプローチを説明した。EU からは制度が複雑になりすぎるとの懸念が示され、途上国からは新たな負担を強いるための仕組みにならないと言う警戒感が示された。

具体的に日本がどの程度の削減をするのかを示していない状態では、参加各国の幅広い賛同を得られる状況には無く、日本の主張が国際的に認められるには、なお多くの時間が必要である。

② 欧州委員会が地球温暖化対策の遅れている国からの輸入規制を検討(2008/3/14)

2008/3/14 に開催された EU 首脳会議において、EU が率先して実施する地球温暖化対策について、キャップ・アンド・トレードの実施による国際競争力の低下などの悪影響を緩和する目的で、地球温暖化対策の遅れている国からの輸入に規制装置を講じるべきであるとの意見が出された。

EU では、地球温暖化対策の経済への影響とその対策について、2011 年末までにとりまとめるとしている。その中では、国際競争に晒されている業界について、地球温暖化対策に起因する EU 内外のコスト差を緩和し、負担を公平にする目的で、EU 域外の企業が EU へ輸出する際に排出権の購入を義務付ける案が示されている。

仮に日本が「地球温暖化対策の遅れている国」と認定された場合には EU へ製品を輸出している企業に新たな負担が発生する可能性がある。

③ 地球温暖化対策の推進に関する法律改正案の概要(2008/3/7)

省エネルギー法に引き続き、地球温暖化対策の推進に関する法律(温対法)の改正についても閣議決定された。大きな特徴としては、温室効果ガス算定・報告・公表制度について、省エネルギー法と同様に事業所単位から事業者単位へ変更したことである。

これにより、報告対象のカバー率の向上と事業者単位にすることにより、工場間における温室効果ガス排出量の変動が相殺可能になった。また、環境省が検討していた、取組が不十分な企業の公表については、今回の改正では見送られる事になった。

施行日は 2009 年度からとなっており、省エネルギー法の施行に合わせて進められている。

影響については、省エネルギー法の改正がベースにあることと現在の制度においても規模の大きな企業については、大半の工場・ビルが報告対象となっていることから、企業にとっての負担は大きくは増加しないと見込まれる。

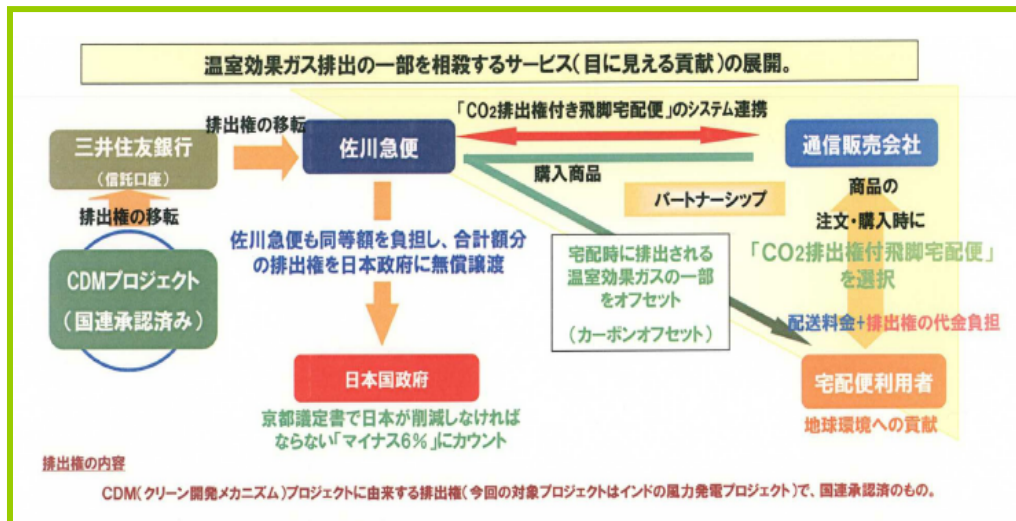
3. 寄稿① ～温暖化対策の現場から～

佐川急便「CO₂排出権付き飛脚宅配便を開発」について 佐川急便株式会社

佐川急便は、これまで企業の社会的責任としてCO₂排出量が少ない天然ガス自動車の大量導入や、スーパーレールカーゴに代表されるモーダルシフトの推進など、CO₂削減に対し積極的に取り組んでおります。又、荷主と物流事業者の連携の一つとして、グリーン物流パートナーシップソフト支援事業である「宅配便エコポイント制度実証実験」に協力するなど、消費者に最も身近な物流である宅配便をモデルケースにした環境貢献型サービスの研究をすすめておりました。その中で京都議定書において日本が約束した温室効果ガス「マイナス6%」に、一消費者の立場で貢献したいがどうしたらいいのかわからない、という声が多数存在することが分かり、同時に30代～40代主婦層の7割は、何らかの負担をしてでも環境問題に取り組みたいと言う結果がございました。そしてこれらのニーズに少しでもお応えしようと「CO₂排出権付き飛脚宅配便」を活用した本サービスの開発に至りました。

「CO₂排出権付き飛脚宅配便」の概要

- ◎ 佐川急便は、三井住友銀行の協力のもと京都議定書で決められている京都メカニズムの一つであるクリーン開発メカニズム（今回は、インドの風力発電プロジェクトで削減された45,584トンの発行済みCER）から10,000トンを購入しました。
- ◎ 出荷主である通信販売事業者の配送手段の一つとして「CO₂排出権付き飛脚宅配便」をご提供いたします。
- ◎ 通信販売利用者（商品購入者）が商品の配送手段に「CO₂排出権付き飛脚宅配便」を選択された場合、配送料金に加えCO₂排出権購入費の一部を負担いただきます。
- ◎ 通信販売利用者（商品購入者）に負担いただいた金額と同等額を佐川急便も（通信販売事業者にご協力いただける場合は、通信販売事業者も）負担し、合計額分のCO₂排出権を佐川急便から日本政府に無償譲渡いたします。このCO₂排出権は京都議定書で日本が削減しなければならない温室効果ガスの「マイナス6%」分にカウントされます。



4. 寄稿② ～JRI's EYE～

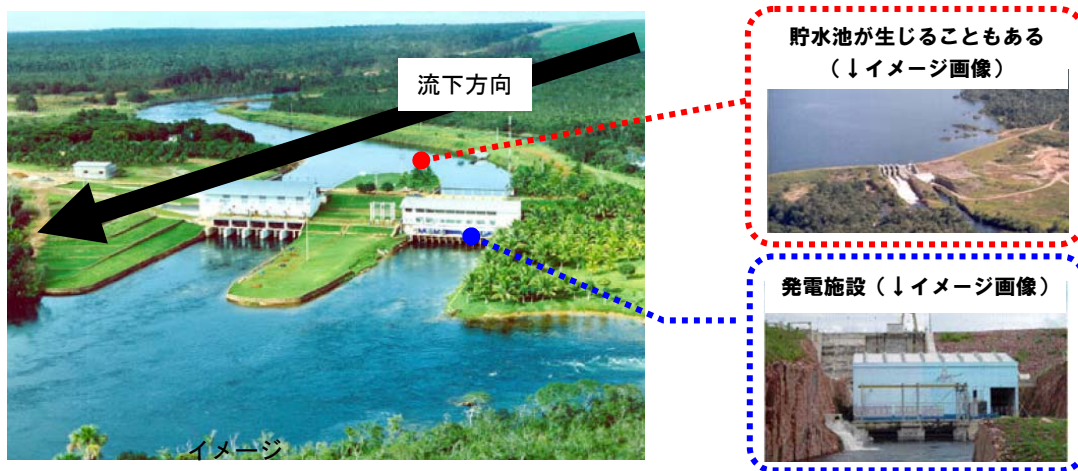
水力発電 CDM について

(株)日本総合研究所 研究員 佐々木努

国連に登録されている CDM プロジェクト数は 987 (UNFCCC、2008 年 4 月 7 日現在) であり、有効化審査段階のプロジェクトまで含めると CDM プロジェクト数は 3,082 件となる。相当数のプロジェクトが開発されているが、そのうち最も多いプロジェクトタイプは水力発電で、全体の 26% (789 件) を占めている (UNEP、2008 年 3 月 1 日現在)。地域別に見ると、経済発展を背景に電力需要が旺盛な中国が圧倒的に多く全体の 65% を占めており、インド、ブラジルと続く。

水力発電は、CO₂ 排出のない「クリーンな電力」を生成する代表的な CDM プロジェクトである。電力網に接続された発電電力が、火力発電などの既存の「汚い電力」を代替するため (火力発電に利用していた化石燃料の使用量の減少・回避によって) CO₂ が削減する。0.1 [MW] といったミニ水力から 100 [MW] を越える大規模水力まで存在するが、平均的な発電規模¹は、1 件あたり約 33 [MW]、削減量にして約 9.5 [万 t-CO₂/年] である。日本の水力発電の平均発電容量²が約 30 [MW] であるから、CDM で行われている水力発電プロジェクトの規模が分かるだろう。

(図表) 流込式小水力発電所の全体像



(出所) ブラジル マット・グロソ州 Santa Lúcia II 及び Braço Norte III PDD より抜粋
プロジェクトオーナー提供

上図は河川の流量をそのまま利用する流込式水力発電所である。プロジェクトによっては貯水池を伴うものもあるが、環境影響が少ない持続可能な発電設備である。排出権の購入費用は、CDM プロジェクトを通じてこうした途上国の再生可能エネルギープロジェクトに投資され、化石燃料に頼らない持続可能な社会の構築に寄与している。

¹ UNEP 資料より算出 総発電容量と削減予測総量をプロジェクト総数で除して算出した

² 電気事業連合会資料より算出 2006 年度の日本全体の水力発電の最大出力数を箇所数で除して算出した

< Information >

三井住友銀行「Climate & Children Supporters」の開始について

気候変動問題は、環境面だけでなく、経済面、社会面の三つの側面から対応すべき課題であると一般に認識されています。

気候変動問題の解決は、環境的な持続可能性として、地球上における温室効果ガスの濃度を安定化させることだけではなく、経済的な持続可能性として、安全で便利で快適なサービスが、最も効率的かつ安定的に企業や人々に提供されること、さらに社会的な持続可能性として、公平性の視点から社会参加に必要な一定水準のサービスが、地球上のどこに住んでいようともすべての人々に、特に貧しい人、高齢者・障害者・子供たちにも確保されていること、が必要と考えられています。

そのため三井住友銀行は、気候変動問題への対応として企業の排出権購入ニーズが高まっていることを受け、より効果的に企業の温暖化対策を支援するプログラム「Climate & Children Supporters (クライメート&チルドレンサポーターズ)」を開始しました。

<http://www.smbc.co.jp/ccs/>

このプログラムは、企業の地球温暖化防止の取り組みと、ユニセフを通じた開発途上国への支援を同時に実現するもので、環境・社会貢献意識の高い企業の温暖化対策活動を総合的に支援するプログラムです。

三井住友銀行が提供するの、排出権購入による温室効果ガス削減、ユニセフへの寄付を通じた、自然災害により影響を受けている地域でのプロジェクトへの支援、カーボンオフセット商品等による排出権の活用と情報発信・問題提起を通じた消費者意識の高揚という3つの貢献を目指すプログラムです。温室効果ガスの削減という地球温暖化問題の「原因」だけに目を向けた活動を行うのではなく、その問題から引き起こされた「結果」である、自然災害が頻発する地域への支援も同時に行います。

これらの活動を通じて、三井住友銀行は気候変動問題の解決に向けて、努力して参ります。
(了)

三井住友銀行は、Climate & Children Supporters に参加しています



Climate & Children Supporters は、地球温暖化防止プロジェクトへの支援と、ユニセフへの寄付を通じた子どもたちへの支援を同時に行っています。

www.smbc.co.jp/hojin/businessassist/carbon/index.html

このニュースレターは具体的な商品を説明するものではないため詳細を記載しておりませんが、元本保証の無いリスク性商品の購入や、ご売却、保有にあたっては、手数料等をいただきます。

リスク性商品には、各種相場環境等の変動により、投資した資産の価値が投資元本を割り込むなどのリスクがあります。

リスク性商品を中途解約する場合は、ご購入時の条件が適用されず不利益となる場合があります。詳しくは、店頭の商品の説明書等を必ずご覧ください。